

妊産婦等を支える切れ目のない支援について

【担当省庁】内閣府

生殖補助医療については、令和4年4月から保険適用範囲拡大とそれに伴う国庫補助制度の廃止により、自己負担額が発生・増加する場合や、従前の治療を継続するため混合診療として全額自己負担となるケースも発生することから、保険適用による影響を把握した上で保険適用範囲の更なる拡大を図るとともに、本府が独自に取り組んでいる先進医療や通院交通費への助成等、さらなる自己負担軽減のための新たな助成制度の創設を検討されたい。

社会環境の変化に伴い孤立しがちな妊産婦の不安を軽減するため、超音波検査を含めた多胎妊婦の検査に対する支援の充実や、性と健康の相談センター事業における補助単価の引き上げなど、母子保健衛生費国庫補助金による支援の更なる拡充、早期発見や早期治療が可能となった希少難病性疾患の先天性代謝異常等検査の交付税措置対象疾患への早期の追加、出産費用に対する保険適用の導入を含めた経済的負担の軽減等、すべての妊産婦・子育て家庭を妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える取組への支援を充実していただきたい。

【現状・課題等】

- 不妊治療に係る助成として、京都府は、独自助成を実施
- 多胎妊婦は、妊娠初期からきめ細かな健康診査や超音波検査が必要であることから、妊娠期間全体にわたっての国による支援が求められる。
- 性と健康の相談センター事業は、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を地域の実情に応じて実施するためのさらなる財政支援が必要
- 先天性代謝異常等検査は都道府県及び指定都市が交付税措置を受けて公費負担を行っているが、対象は20疾患。令和5年度より国において、交付税措置の対象疾患拡充を検討するため、SCID（重症複合免疫不全症）及びSMA（脊髄性筋萎縮症）の2疾患を対象とする実証事業が行われている。
- 出産にかかる費用は保険適用外であり、出産一時金等で補填しているところであるが、出産費用に対する助成を、既存の出産一時金以外にも拡充するなど、そもそもの負担額の軽減について検討されたい。

京 都 府 の担当課	健康福祉部 こども・子育て総合支援室(075-414-4727)
---------------	----------------------------------

【国の事業等】

■母子保健医療対策総合支援事業〔こども家庭庁〕 58 億円

- ・多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業 0.7 億円
- ・性と健康の相談センター事業 5.7 億円

■子ども・子育て支援交付金〔こども家庭庁〕 2,345 億円の内数

- ・産後ケア事業（利用者負担減免支援（2,500 円／回・5 日間）及び支援の必要性の高い利用者の受入加算、兄弟や生後 4 か月以降の児の受入加算を含む）

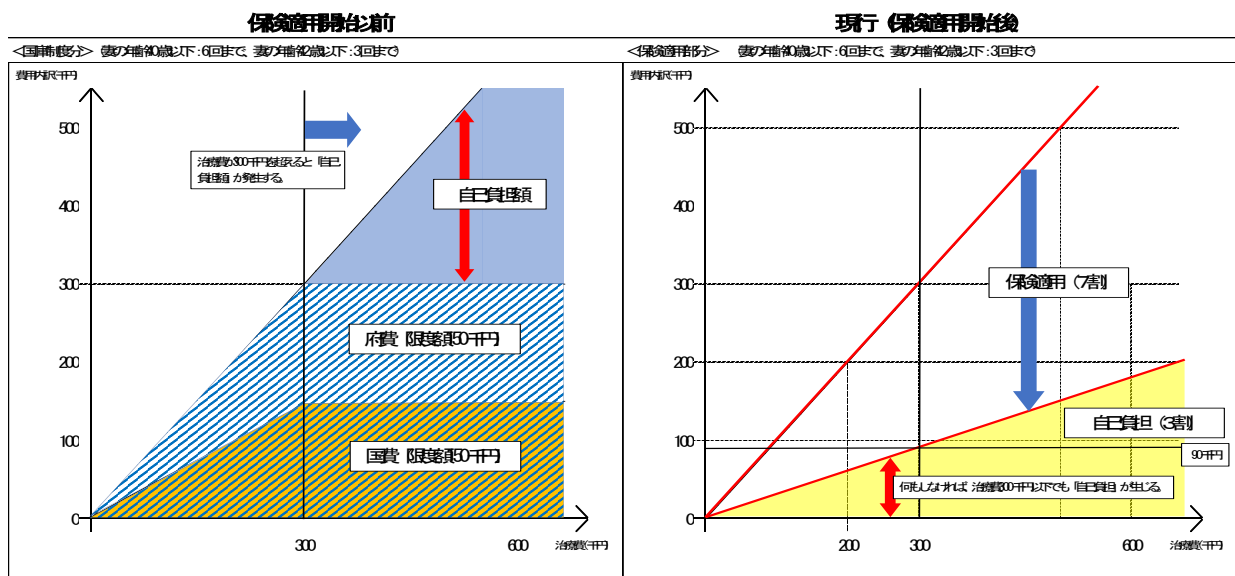
■新生児マススクリーニング検査に関する実証事業〔こども家庭庁〕 15 億円

【京都府の取組】

■不妊治療給付等事業 178 百万円

- ▶ 保険適用の不妊治療・不育治療等に係る市町村支援（府独自、市町村 1/2）
- ▶ 特定不妊治療に係る保険適用の制限回数超過後 10 回目までの治療費及び通院交通費を助成（府独自、府 10/10）

【参考（特定不妊治療の保険適用前後の自己負担のイメージ）】



■きょうと子育てピアサポートセンター事業 4.4 百万円

- ▶ 市町村の「こども家庭センター」の立ち上げ支援、運営助言、こどもを持つ親や子育て支援 NPO 等が子育て支援情報等にアクセスしやすいポータルサイトの運営、SNS（LINE, Facebook 等）による情報発信等を実施

■妊娠・出産・子育て総合相談体制整備事業 10 百万円

- ▶ 性や妊娠に関する疑問や悩みなどの相談支援を行う個別アプローチを進めるため、若年層が相談しやすく、幅広い悩みに対応できるよう相談体制を強化し、妊娠・出産・子育てのライフステージに応じた切れ目ない支援を実施

■先天性代謝異常等検査事業 3.7 百万円

- ▶ 従来の 20 疾患に加え、国の実証事業の対象である 2 疾患について検査費用の公費負担を実施